

「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方」の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

○ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日公正取引委員会）

改正後	現 行
<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の趣旨</p> <p>「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は，平成26年4月1日及び<u>平成31年10月1日</u>に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し，以下の特別措置を講ずることにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成25年10月1日施行）。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 違反行為に対する措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消費税転嫁対策特別措置法は<u>平成33年3月31日</u>に失効することとされているが，失効後であっても失効前に行われ</p>	<p>はじめに</p> <p>1 本考え方の趣旨</p> <p>「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）は，平成26年4月1日及び<u>平成29年4月1日</u>に予定されている消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「消費税率引上げ」という。）に際し，以下の特別措置を講ずることにより，消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定されたものである（平成25年10月1日施行）。</p> <p>(略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第1部 消費税の転嫁拒否等の行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁拒否等の行為に係る消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 違反行為に対する措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 消費税転嫁対策特別措置法は<u>平成30年9月30日</u>に失効することとされているが，失効後であっても失効前に行われ</p>

改正後	現 行
<p>た違反行為については、附則第2条が定める経過措置により指導等の措置の対象となる。</p> <p>第2, 第3 (略)</p> <p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 概要</p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から<u>平成33年3月31日</u>までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>	<p>た違反行為については、附則第2条が定める経過措置により指導等の措置の対象となる。</p> <p>第2, 第3 (略)</p> <p>第2部 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係</p> <p>第1 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為についての消費税転嫁対策特別措置法上の考え方</p> <p>1 概要</p> <p>(1), (2) (略)</p> <p>(3) 共同行為が認められる期間については、平成26年4月1日から<u>平成30年9月30日</u>までの間における商品又は役務の供給を対象とするものであって、平成25年10月1日から<u>平成30年9月30日</u>までの間に行う共同行為に限られる。このため、前記の条件のいずれかを満たさない取引に係る共同行為の届出は認められない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2, 3 (略)</p> <p>第2 (略)</p>